

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理規則

(北上市職員の給与の支給規則の一部改正)

第1条 北上市職員の給与の支給規則(平成3年北上市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料月額)の端数計算)</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>給与条例第5条の2第2項に規定する再任用短時間勤務職員</u>(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>(3) <u>給与条例第5条の2第3項に規定する任期付短時間勤務職員</u>(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 給与条例第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間)</p>	<p>(給料月額)の端数計算)</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>給与条例第5条の2第2項に規定する任期付短時間勤務職員</u>(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 給与条例第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等及び任期付短時間勤務職員にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務</p>

とする。

- 3 給与条例第29条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、市長の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

附 則

1～3 [略]

時間）とする。

- 3 給与条例第29条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、市長の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

附 則

1～3 [略]

（60歳以上の育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

- 4 給与条例附則第22項の規定により読み替えられた給与条例附則第16項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、この規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の通勤手当規則の一部改正)

第2条 北上市職員の通勤手当規則(平成3年北上市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第8条 給与条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離(道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあっては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>同条第2項に規定する再任用短時間勤務職員、同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員又は北上市職員の修学部分休業条例(平成28年北上市条例第27号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。</u></p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第8条 給与条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離(道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあっては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例<u>第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、</u>第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員又は北上市職員の修学部分休業条例(平成28年北上市条例第27号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。</u></p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p>

いずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。  
(2)～(5) [略]

いずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。  
(2)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部改正)

第3条 北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第25条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員を除く。）となった職員 ア・イ [略] ウ <u>単純労務職員</u>（給与条例第34条の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）</p>	<p>第3条 給与条例第25条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員を除く。）となった職員 ア・イ [略] ウ <u>技能職員等</u>（給与条例第34条に規定する職員をいう。以下同じ。）</p>

エ・オ [略]

(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員を除く。）となった職員

ア・イ [略]

ウ 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員

エ・オ [略]

（勤勉手当の成績率）

第15条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) [略]

エ・オ [略]

(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員その他市長の定める職員に限る。）となった職員で市長の定めるもの

ア・イ [略]

ウ 地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の職員

エ・オ [略]

（勤勉手当の成績率）

第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

第15条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の育児休業等規則の一部改正)

第4条 北上市職員の育児休業等規則（平成4年北上市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業条例第2条第4号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員</u>の育児休業等取得日数)</p> <p>第2条の3 [略]</p>	<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業条例第2条第5号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の育児休業等取得日数)</p> <p>第2条の3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部改正)

第5条 北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度において、地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第12条第1項第3号の地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づく採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、<u>当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</u></p> <p>3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度において、地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第12条第1項第3号の地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法</p>

第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)又は任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。第5項第2号において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人

(2)・(3) [略]

4 [略]

5 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) [略]

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

6 第2項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める日数とする。

第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第6項第2号において同じ。)又は任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。第6項第2号において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人

(2)・(3) [略]

5 [略]

6 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) [略]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

7 第3項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める日数とする。



7 [略]

8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市一般職の任期付職員の採用等規則の一部改正)

第6条 北上市一般職の任期付職員の採用等規則(平成25年北上市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第11条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の給与の支給規則(平成3年北上市規則第32号)第21条第2項及び同条第3項の適用については、第21条第2項中「<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「北上市一般職の任期付職員の採用等条例(平成24年北上市条例第31号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、同条第3項中「<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>(任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第12条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の通勤手当規則(平成3年北上市規則第39号)第8条の適用については、同条中「給与条例第5条の2第1項に規定する<u>育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する再任用短時間勤務職員又は同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは</p>	<p>(任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第11条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の給与の支給規則(平成3年北上市規則第32号)第21条第2項及び同条第3項の適用については、第21条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「北上市一般職の任期付職員の採用等条例(平成24年北上市条例第31号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、同条第3項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>(任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第12条 任期付短時間勤務職員に対する北上市職員の通勤手当規則(平成3年北上市規則第39号)第8条の適用については、同条中「給与条例<u>第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員又は北</u></p>

<p>、「北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p><u>上市職員の修学部分休業条例（平成28年北上市条例第27号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員</u>とあるのは、「北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市職員の退職管理規則の一部改正）

第7条 北上市職員の退職管理規則（平成28年北上市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 北上市の<u>再任用職員</u>として採用された場合</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 北上市の<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）</u>として採用された場合</p> <p>(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により

採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき短時間勤務の職に採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、第3条の規定による改正後の北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則及び第5条の規定による改正後の北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(以下「新勤務時間等規則」という。)第10条第3項第2号及び同条第6項第2号の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に限る。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の北上市職員の退職管理規則(以下この項及び次項において「新退職管理規則」という。)の規定を適用する。この場合において、新退職管理規則中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された」とする。

4 この規則の施行前に、改正法による改正前の法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の北上市職員の給与の支給規則、第2条の規定による改正後の北上市職員の通勤手当規則及び第4条の規定による改正後の北上市職員の育児休業等規則の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員に対する新勤務時間等規則第10条第2項の規定の適用については、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

(暫定再任用職員の給料月額の端数計算)

7 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。) 北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例(令和4年北

上市条例第34号) 附則第6項の規定により読み替えられた同条例附則第5項

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例附則第7項